



2014年9月8日(月)第124号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

自由権規約第6回日本審査に20名参加

7月15日・16日に審査、24日に勧告!

2014年7月15日、16日の両日、ジュネーブの国連欧州本部(パレ・デ・ナシオン)で、自由権規約委員会による第6回日本政府報告書の審査が行われました。日本からは「日本委員会」の参加者20名を含め、NGOメンバーが70名ほど参加しました。

審査に先駆け、14日には委員会とNGOとの公式ブリーフィングが行われ、限られた時間内でしたが発言と質問が取り交わされました。「日本委員会」からは濱嶋さん(日本国民救援会)が代表して刑事司法関連の問題を発言しました。

15日には審査開始前の約1時間半、NGO主催の非公式のランチタイムブリーフィングが行われ、前日に発言できなかった多くのNGOがそれぞれの問題を訴えました。「日本委員会」のメンバーとして、JAL不当解雇撤回裁判原告(石賀さん)、板橋高校卒業式事件から「表現の自由」をめざす会(賀谷さん)、東京・教育の自由裁判をすすめる会(新井さん)、障がい児の権利を国連に訴える会(渡辺さん)が、発言しました。

今回の審査には、残念なことに「『従軍慰安婦』は売春婦であった」と主張する人種差別主義者の団体の参加があり、被害者の尊厳と人権の救済を検討する審査会場に相応しくない彼らの行動は大変遺憾なことでした。

総括所見出される(骨子のみ紹介)

審査後の7月24日(木)、委員会より29項目にわたる総括所見が発表され、死刑制度、「慰安婦」問題、技能実習制度、そして代用監獄の問題については、主要項目として1年以内に実施状況を規



審査会場 パレ・デ・ナシオンの庭園、天球儀の前で

約委員会に報告するよう勧告されました。

死刑制度の問題では、政府報告の審査の段階から、死刑廃止を規定する第2選択議定書が採択されて今年で25周年にあたるにも関わらず、モラトリアム(死刑の一時停止)すら採択しようとする政府の対応に対して、委員会は遺憾の意を表しました。また死刑確定者の処遇問題について、袴田事件を例にとりながら、強要された自白の存在や長期にわたる独居房での収容、弁護側にすべての検察側資料の全面的な公開の保証などについて懸念および勧告が出されました。

「慰安婦」問題では、戦時中に日本軍によって「強制的に連行」されたのではないと主張しながら、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して行われた事例が多くあったとしている日本政府の矛盾する立場が指摘されました。そして、委員会は、被害者の意思に反して行われた行為がいかなるものであれ、日本政府の直接的な法的責任を伴う人権侵害とみなすに十分であることを示しました。

委員会は、被害者の意思に反して行われた行為がいかなるものであれ、日本政府の直接的な法的責任を伴う人権侵害とみなすに十分であることを示しました。

当面の日程

| | |
|--|---|
| <p>第4回代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月17日(水)18時30分~ ・東京労働会館地下会議室 | <p>第5回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月22日(水)18時30分~ ・東京労働会館5階会議室 |
|--|---|

外国人技能実習生の問題は、低賃金による労働搾取や労働法違反の事案を調査して制裁を課すべきとし、真に能力開発に焦点をおく新しい制度に代えるよう勧告が出されました。

代用監獄制度の問題について、この制度が人権の原則に反し、世界に類を見ない制度であるとの指摘を行い、日本政府が警察の留置所を代用としていることは資金の不足によるものであるとか、近くにあって捜査に効率的であり、家族や弁護人にとっても便利であるとの理由で、代用監獄の使用を正当化し続けることを強く批判しました。

国内人権機関の設置問題では、2012年11月に人権委員会設置法案が廃案とされて以降、人権機関を設置するための取り組みがまったく前進していないことを指摘し、パリ原則に沿った人権機関の早期設置を勧告しました。

公共の福祉を理由とする基本的人権の制限に関して、委員会は「公共の福祉」の概念はあいまいである。規約のもとで許容されるものを大きく超える制限をすることがないよう、前回の総括所見と同じく懸念を表明しました。そして、規約18条・19条の3項による厳しい条件でない限りは、思想、良心、宗教の自由や表現の自由の権利に対して制約を押し付けてはならないと勧告しました。これは日の丸・君が代の強制による処分に対する委員会の懸念であり勧告を表しているものです。

さらに、NGOが共同意見として提出し発言した特定秘密保護法の問題に関して委員会は、人権高等弁務官のプレイ氏や人権理事会の特別報告者による懸念の表明とともに、秘密保護法の定義が広くてあいまいであること、秘密指定に関して一般的な条件を含んでいること、ジャーナリストや人権擁護者の活動に深刻な萎縮効果を及ぼす重い刑罰を科していると強く指摘しました。

同じように、共同意見として提出したヘイトスピーチの問題では、審査の開始に先立ち、「朝鮮人を殺せ！」などの憎悪に満ちたプラカードを掲げるデモの様子を写したDVDを委員たちに見てもら



日本政府報告審査が行われた円形の会議室



大勢の参加で行われたランチタイム・ブリフィング

い、このような排外主義デモが2013年3月から8月までの半年間だけで日本全国で百数十回も行われたことを報告しました。日本ではヘイトスピーチが不特定の集団に向けられた場合には、これを罰する刑法が存在せず、憲法が定める表現の自由を理由に取り締まることができません。ナチスの蛮行を見るまでもなく人種的優越または憎悪を唱えることがいかに危険であるか。また関東大震災時における朝鮮人虐殺の検証も済んでいない現在、この問題を放置することは再び同じことを繰り返す土壌を醸成しかねない極めて憂慮すべき状態になっています。

委員会は、人種的言説とこれらの行為に対する刑法と民法上の不十分さに懸念を表しました。そして、人種的差別、敵意または暴力を扇動する行為を禁止し、またそのような宣伝を広めることを意図した示唆行動の禁止を勧告するとともに、人種主義に反対する意識啓発キャンペーンのための十分な人的・財政的配分を行うよう勧告しました。

今回、私たちNGOは、政府報告書の審査に向けて、月1回のペースで集まり、それぞれ意見を出し合い、発言項目を事前に調整し、私たちの主張を委員たちに分かりやすくするために、重要な項目に関しては共同意見として提出し、整理し、多岐にわたる項目を一覧表にして準備しました。

これからは、この勧告をいかに実現させるかが重要です。

国際社会から日本は「人権後進国」とみられています。安倍政権は、国連・人権勧告を「守る義務なし」として無視を決め込んでいます。みんなの力で日本の恥ずべき現状を変えるために「勧告遵守」を実現させる運動に取り組みをしましょう。そのために今年1月に続いて、「9・28 国連・人権勧告の実現を」集会とデモを行います。同封のチラシを参照して、ぜひ多くの人々の参加を呼びかけます。

自由権規約第6回日本政府報告審査に参加して

私の訴えがユーチューブで世界に流れた！

守 祐子（仙台北陵クリニックえん罪事件）

日本から一歩も出たことのない私が、証拠開示もされず、961日間も家族との面会を許されなかった日本の異常な司法制度で犯人にされた無実の息子をどうやって訴えればよいのかと不安でいっぱいでした。日弁連からの支援もまだないのに、7月11日に行われた日弁連主催のプレ・イベントで、袴田事件「BOX」上映後、主催者側の海渡弁護士が記者会見で私の紹介をしてくださり、国際人権活動日本委員会議長で国民救援会会長の鈴木亜英弁護士と国民救援会中央常任委員の濱嶋隆昌さんのご協力で訴えることができました。

真実を感情こめて訴えれば日本語でも伝わるのではないかと自分に言い聞かせ、無我夢中で訴えているなか、真剣なまなざしで聞いている青年が目うるませているのにびっくりしました。帰りにその青年が日本語で、「国境なき記者です。息子さんにすぐ手紙を出します。上司にも伝えて応援します」と涙を流しながら力強く握手をしてくれました。

翌々日、このプレ・イベントが、ユーチューブで、私の訴えとともに世界に流れたのが信じられませんでした。私はジュネーブのホテルで、吉田好一さんと小池先生の部屋で見たのですが、その時の吉田さんの「よかったね。来たかいがあったね」と、うれしそうに喜んでくれた顔が忘れられません。

国連でのロビー活動では、公にはチラシ配りは



守大介さんの無実を訴える守祐子さん（左）と鈴木議長

できないとのことで、大阪の中村さんご夫妻と東京の沖田さんたちのご協力で、眼と眼が合った人たちにだけ、片言の英語と日本語で訴えをしなからチラシを手渡ししました。快く受け取ってくださった異国のみなさんに感動しました。

ユーチューブで世界に流れた反響は大きく、帰国後、支援者のみなさんからの喜びのお電話とお手紙が今も届いています。国境なき記者の方からも、私の帰国前に息子に励ましの手紙が届いていました。言葉は通じなくとも心が通じあえたことを感じました。

一日も早く無実を勝ちとり、息子自身をジュネーブの会議に参加させ、えん罪の苦しみを全世界に訴えさせたいです。みなさまのあたたかいご協力のおかげで、無事大役を果たせたことを感謝しております。この貴重な体験を今後の再審請求に役立て、息子の無実を一日も早く勝ち取りたいと思います。

勧告を実施させる運動が求められている

石賀 田鶴子（JAL不当解雇裁判原告）

7月15、16日、ジュネーブで6年ぶりに行われた自由権規約日本政府審査報告にJAL原告団から参加し、「不当解雇問題」を訴えました。今回は、残念ながらJAL問題での政府に対する勧告はありませんでしたが、その他の問題では日本政府に対し、たくさんの厳しい勧告が出されました。

具体的には、国内人権機関の設置、個人通報制度の選択議定書への加入、ドメスティック・バイオレンスへの処罰、ジェンダー平等（セクシャル・ハラスメントを犯罪とすること）、裁判官・検察官・弁護士への国際法の研修、「慰安婦」問題



ブリ フィングで発言する石賀さん。左は新井さん。

（加害者への処罰、被害者とその家族へ補償と完全な被害回復、証拠の開示、教科書への記述を含

む一般市民への教育等)、ヘイトスピーチと人種差別に対する制裁、死刑制度の廃止、代用監獄と自白の強要など取り調べの問題、特定秘密保護法への懸念、福島原子力災害、体罰、ムスリムに対する監視、外国人技能実習制度の見直し、精神病患者の非自発的入院、性的マイノリティー、先住民族の権利について等、今、日本で起こっているさまざまな人権問題への厳しい勧告になっています。

今後は日本政府に、これらの勧告を実施させる運動が求められていると思います。

今回の審査には、ヘイトスピーチ団体なども参加し、会議中に非常識な拍手をして議長にたしなめられたり、審査後に人権委員を取り巻いて抗議行動をするなど、日本人として大変恥ずかしい場面がありました。このような動きは今の政権の動きと無関係ではないと感じたのは私だけではないと思います。

最後になりましたが、ジュネーブで日本委員会



資料も見ながらNGOの発言を聞く自由権規約委員。

の吉田好一さんの体調が悪くなり、ジュネーブ大学病院に入院されました。お見舞いに行き、お話をした「あの時」がお別れの時になるなんて…。今でも信じられませんが。

吉田さんは、私達の解雇問題を自分の事のように真剣に考えて下さって、いつも私達を優しく支えて下さいました。本当にありがとうございました。 合掌

忘れえぬ3つのできごと

濱嶋隆昌（国民救援会中央常任委員）

第1は、プレイベントでの守祐子さんと鈴木亜英議長の訴えの通訳です。とは言っても原稿を読むだけですが、大役をいただき、祐子さんの訴えに涙を流して激励してくれる方もいて、逆に私が勇気づけられました。

第2は、公式ブリーフィングです。貴重な発言枠を国民救援会にいただき、日本委員会のみなさんに感謝しています。国民救援会では事前に検討を重ね、発言内容を「再審事件の証拠開示の重要性」にしました。私は、無実を訴え、75歳で亡くなった阪原弘さん、48年ぶりの袴田巖さんの釈放、88歳で病床にある死刑囚・奥西勝さんの深刻さ、そして守祐子さんが今回の審査に同行していることを述べて、「再審事件にとって証拠開示は緊急(・・)の課題である」と訴えました(本当は議場で祐子さんを紹介したかったのですが傍聴席の関係でかなわず残念)。

発言直前まで条約機関事務局との打ち合わせや時間内に納めるための原稿の直しに追われ、「あがる」暇もなくあっという間でした。

他のNGOの訴えもあり、総括所見が死刑関連の項目で証拠開示などの即時(・・)強化を勧告したことは、冤罪関係者には心強いことです。

第3は吉田さんのことです。15日、私とマドレーヌさん(ガイド・通訳)は、体調を崩した吉田さんに付き添い病院へ行きました。

私たちは吉田さんを心配しながらも診察、検査、



公式ブリーフィンで報告する濱嶋さん

手術、入院、保険適用のための病院や、日本、ツアー一行とのやりとりで終日追われましたが、吉田さんは局部麻酔の手術もしっかり受け、執刀医から「Brave man!」と褒めてもらい、笑いあえるほどでした。しかしその後、残念な結果になり、今思えば日本語で話せる数少ない者の一人として、もっと吉田さんとお話をしていればよかったのではと悔いています。

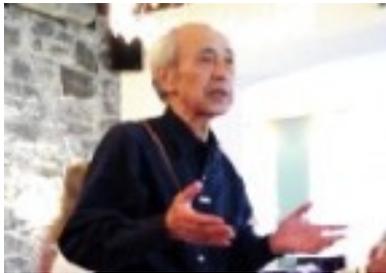
吉田さんのこれまでの貢献に敬意を表し、その遺志を継いで勧告の国内的实施にがんばりたいと思います。

第18回 総会日程決まる！

11月29日(土)13時～
会場 東京労働会館(予定)
終了後、懇親会予定

吉田好一さん（代表委員）ジュネーブで逝去

8月22日「お別れの会」での小池 振一郎（弁護士）さんの弔辞から



審査前日の回会議で、あいさつする吉田好一さん(7月13日夜)

国際人権活動日本委員会の吉田好一さん（代表委員）が、8月7日（木）早朝、自由権規約第6回日本政府報告審査に参加のため訪れていたジュネーブの病院でお亡くなりになりました。吉田さんは、1990年代に強まった教科書攻撃の問題を国連の人権機関に訴える運動をきっかけに国連人権活動に熱心に取り組んできました。ジュネーブで茶毘にふされ、8月22日（金）、ご家族による「お別れの会」が行われ、小池振一郎弁護士が弔辞を読み上げました。その一部をご紹介します。

吉田さんと知り合ったのは、35年以上も前です。吉田さんは労働組合運動の闘士で、組合活動を理由に差別され、北海道担当にされたという話を聞いています。吉田さんに会って、組合活動の闘士というイメージが一変しました。明るくて、よく活動し、よく遊ぶ、なんてパイタリティーのある人なのかと驚ろき、感動し、尊敬しました。正義感あふれる、男から見ても格好いい好人物でした。

以来、仕事以外に、テニス、スキー、ゴルフなどの遊びでもおつきあひする機会が多くなりました。泊まりがけのときはいつも同じ部屋で、夜の11時から12時くらいから、風呂上りに一緒にお酒を飲みながら、二人で政治を語り、人生を語るのが楽しく、しみじみとした貴重な時間でした。

私は、1980年代に拘禁二法案反対運動や代用監獄廃止運動などにに関わり、ジュネーブの国連関係機関へのロビー活動もしてきました。吉田さんも1990年代に国際人権活動に関わるようになり、またひとつ共通の活動エリアができたのです。

2007年、2008年は2年に3回も一緒にジュネーブに行きました。拷問等禁止条約審査のときは、日弁連主催で映画「それでもボクはやってない」の英語版を上映し大成功でした。「ジュネーブで上映したら」という吉田さんの一言がきっかけで実現したのです。吉田さんは、桜井恵子さんや杉山さんご本人を誘い、国連の場で訴える機会をつくり、2008年の自由権規約の審査では桜井昌司さんを誘いました。この活動が再審布川事件の無罪

を勝ち取る追い風となったことは間違いのないと思います。

2013年には社会権規約と拷問禁条約の審査がありました。私は拷問等禁止条約への参加はやめようと思っていましたが、吉田さんから強く誘われて行くことにしました。この審査で、日本の人権大使が発した「シャラップ」発言を私のブログに載せたところ、1日52000件ものアクセスがあり、日本の人権のレベルの低さが世界中に知られることとなったのです。私は吉田さんに「ジュネーブに誘ってくれてありがとう。おかげでいい仕事ができたと心から感謝し、吉田さんはとても喜んでくれました。

今年7月、自由権規約第6回日本審査が行われました。吉田さんは4月に胃ガンの手術をしたので心配でしたが、この間の国際人権活動のながれのなかできっと行くだらうと思いました。明日から審査が始まるという14日夜、ゼエゼエと呼吸が苦しうなのが気になりました。そのうち咳が止まらなくなり一晩中続きました。翌日、ジュネーブ大学総合病院で受診し、肺気胸と診断され、入院しました。治療には二つの方法があると聞き、検討した結果、手術をすることになり、付き添いに上野節子さんを残して、ツアーメンバーは18日に帰国しました。

手術は成功したとのことで、順調に回復するかに思いましたが、肺だけでなく心臓や腎臓などの働きが弱くなるなどを繰り返していくうちに重体となり、7月27日からは集中治療室での苦しい治療が続きしました。そして8月7日の午前3時すぎ、元主婦の友社の相原由美子さんと上野さんに見守られながら亡くなられたのです。

ジュネーブでは、吉田さんのために、多くの友人・知人が動いてくれたということです。でも、75歳で逝ってしまうなんて早過ぎます。吉田さんは私より9歳年上で、兄貴分のような存在でした。これからの人生を、吉田さんとどう楽しく過ごそうかと考えていたのに、相棒がいなくなりました。ぽっかりと空洞ができた感じです。

遅れた日本の人権状況を変革し日本の文化レベルを前進させるには国際人権の視点からのアプローチが重要である。そう思って吉田さんは全身全霊を傾けていたのだと思います。あなたの遺志を継いで、歩み続けたいと思います。どこかで見守っていて下さい。また、会いたいです。

後日「偲ぶ会」を予定しています。

前号(122号)からの活動日誌

- 5月3日 憲法集会 & 銀座パレード
5月10日 日弁連 秘密保護法国際シンポジウム
5月17日 布川国賠訴訟守る会総会
5月19日 JAL 都労委命令裁判
5月20日 第3回幹事会
5月22日 「過労死」院内集会
5月23日 教科書に真実と自由を！みんなのつどい
5月24日 集团的自衛権と人権
5月26日 レッド・パージ院内集会
5月27日 「平和への権利」院内集会
5月31日 障がい児の人権を国際水準に！国連に障がい児の権利を訴える会 発足集会
- 6月3日 JAL 客室乗務員解雇裁判判決
6月4日 教育無償化のUターンは許さない！「学費を下げても奨学金は給付に」請願署名提出集会
6月4日 九条の会東京のつどい「戦争する国ゴメンです」
6月9日 集团的自衛権反対官邸前行動
6月10日 九条の会10周年記念集会
JAL 乗員組合 不当解雇裁判判決
6月11日 布川国賠訴訟裁判
- 6月17日 解釈改憲を許すな 日比谷夜音集会
6月21日 いのちと健康を守る東京センター総会・10周年記念集会
6月23日 第3回代表者会議
6月26日 JAL 決起集会
- 7月2日 フランスの刑事施設 報告集会
7月3日 j自由規約審査傍聴打合せ
7月10日 ~ 7月18日 自由権規約第6回日本政府報告審査傍聴(ジュネーブにて)
・ 7月15日 吉田さん発病・入院(ジュネーブ大学病院) その後手術
7月25日 自由権規約第6回日本政府報告審査 勧告を受けてNGO共同記者会見(院内集会)
・ 8月7日/吉田さん死亡
・ 8月14日/吉田さんの遺灰帰国
- 8月20日 第4回幹事会
8月22日 吉田好一さん「お別れの会」
8月30日 脱原発・再稼働反対国会正門前行動
- 9月4日 戦争させない 9条壊すな 総がかり行動 日比谷野音での集会・銀座デモ

鈴木亜英議長が「最初にして最後(?)の昆虫展」開催!

ご存じの方も多いと思いますが、鈴木亜英議長の趣味は、昆虫採集。いや、すでに趣味の域は脱して「生きがい」そのもの。幼少のころは自宅の近くの神社や公園で昆虫網をふりまわし、成長につれて高尾山や井の頭公園へ遠征していたという。高校、大学時代は安保のデモや野球部活動、司法試験を目指して虫とりはしばらくお休み(虫たちはほっとしたことでしょう)。

再び虫採りに目覚めたのは、3歳のご長男に昆虫のおもしろさを教えたところ、ご自分の昆虫熱が再燃し、子どもよりもご自分のほうが夢中になってしまったとか。以来42年間、野原や森(ジャングル)や砂漠など、虫のいるところ所ならどこでも昆虫採集の道具一式を持参するとか。石垣島、西表島など国内だ

けでは物足らず、1980年代からは、タイ・チェンマイ、マレーシア、ボルネオ島などへ遠征。

1992年にはトラス・マディサン(ボルネオ島)に入り、以後20年余りここに定着。毎年ゴールデウィークの頃の約2週間はジャングル内でのテント生活とか。

2012年からはマダガスカルにも通い始める(こちらはお正月前後?)。帰ってからの標本づくりもすごい。その虫が最も美しく立派に見えるようにピンセットで丁寧に整え、桐の標本ケースの中に、永遠にその姿をとどめる。大きな立派な家のなかには所狭しと標本ケースが保管されている。今回の昆虫展では、その中のほんの一部、愛してやまないカミキリ虫を中心に展示



されるという。「最初にして最後」などとおっしゃっていますが、来年からも続けてほしい。生きてる虫はいやだけど標本の虫ならこわくない。ぜひお出かけください。

初の昆虫展

Beetles Collection in Borneo

日時 9月25日(木)~10月3日(金)

午前11時~午後7時
(最終日は6時まで)

期間中は原則会場に
いるそうです。

場所 立川市 Art & Coffee
「新紀元」立川市曙町2-7-21 カクニビル4F

電話 042-528-6952